

## 宇久メガソーラーの裏を見た (VI)

宇久メガソーラーの裏を見た (IV) で書いた林地開発の区長同意書を情報公開で取得した。林地開発許可申請によれば、A 工区：20.2638ha・B 工区：17.4015ha・C 工区：22.2402ha・D 工区：8.0580ha の合計：67.9635ha が出されている。

区長が個人的に同意した同意書とはどのようなものか調べてみた。

下図は長崎県林地開発許可事務処理要領 (抄) の第 7 林地開発許可申請に要する書類一覧の抜粋である。

19	開発区域周辺居住者の同意書及び区域図面	申請様式第12号		分かりやすい通常使用の縮尺で適宜に	同意の得られた区域が、分かるように図示して下さい。
20	土地所有者等関係権利者の同意書	申請様式第13号			同意を要する権利者の印鑑証明書を添付して下さい。
21	隣接土地所有者承諾書	申請様式第14号			

区長個人の同意は、「19 の開発区域周辺居住者の同意書及び区域図面申請様式」。で、同意の得られた区域が、分かるように図示して下さい。とある。

開発区域周辺居住者の同意であれば、全ての開発区域周辺居住者の同意が必要である。もし、区長が同意するのであれば区会などで意見を集約した地域代表の区長ではなくてはならない。

区長が個人として行ったことを、県が開発区域周辺居住者の同意とすることがおかしいので。県 (林政課) に尋ねたが、書面が整っておれば十分との見解であった。

これは、別件の市への区長要望書と同じである。このようなことで行政は事業者への便宜を図っているのであろう。

林地開発に伴う今回の同意がどのようなものであったかを知るために、同意書とこれに関連した地図を情報公開制度で入手した。しかし、長崎県の情報公開制度では個人が特定出来る部分は非開示ということで、それぞれの区長が同意した林地を知ることが出来なかった。県の林政課に対し、これでは情報公開とはなっていないと苦情を言ったが個人情報につながるものは一切公開できないとのこと。

また、「本同意書は事業者の努力義務であり、必須なものではない」とのことであった。しかし、林地開発許可申請に要する書類一覧にあるのだから必要なはずである。

開示された同意書を見ると、同意書は平成 31 年 4 月 30 日～令和元年 5 月 12 日の間に書かれており、21 枚の内 20 枚の日付は全て同じ筆跡であった。

なお、林地開発に当たり、26 地区中 21 地区長から同意が得られているが、川端・松原・神浦寿久居地区は関係ないとして同意しておらず、2 地区は反対ではなく、当該事業に関わらないとしている。

区長の同意書の原本複写が手に入ったので紹介する (提供者に迷惑が掛かることも考えられるのでここで氏名と地区名は消しています)。

申請様式第12号

R2.4.2 10:00  
9-エナ15  
重田  
重田

開発周辺区域の同意書

令和元年 5月 3日

宇久島みらいエネルギー合同会社  
職務執行者 城野 正明 様

\*予め①～③は印刷済み。区長は氏名・押印のみ

住 所 長崎県佐世保市宇久町  ①

氏 名  ② 地区

区 長

③  地区で、森林法に基づき開発行為を行うことについて、下記の条件により施行することに同意します。

記

条 件 事 項	措 置 条 件
太陽光発電用地の造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨今、増加する自然災害を踏まえ防災面に十分配慮した施行計画とすること。</li> <li>・ 施行開始前に施行計画について住民に十分な説明を行うこと。</li> <li>・ 林地開発行為の期間は工事完了までとすること。</li> </ul>

土地所有者が不明地区 作業を原施行。  
(代探者)

安全面を理由に

島全体の開発のため、区長から押印済

重田

上図のように必要な部分はすでに記入されており、区長名の記名と押印だけですむように準備されている。この同意書の区長はA工区（宇久町平1465番7他2字528筆 20.2638ha）であるが、事業者は同意書に記名と押印する際には、大まかな場所を口頭で告げただけで地図により同意する林地の説明はなかったそうである。



(林地開発工区図)

同意書のコピーには事業者のメモが記入されているが、コピーをする際にメモを消し忘れたのであろう（事業者メモと書き加えたのは私）。

<事業者メモの内容>

**メモ（下部）**：土地所有者（地権者）が不明地で作業を実施する。

安全面を理由に

島全体の開発のために全区長から押印済

\*（メモから考えられることは、地権者不明地の同意をとることが出来ないので、「安全面を理由に」区長同意をとるということであろう。）

地権者不明地の同意について県に聞いたところ、地権者や血縁関係者を探し、同意を得るべきであるが、宇久島の慣習でも良いとのことであった。（おそらく区長同意を県が指南しているのだろう。）

**メモ（上部）**：R2.4.2 11:00

ターミナル重吉氏

このようなことで、同意についてはどのような事務処理が行われたかについては確認するすべがなく、闇の中である。

事業者が区長個人同意を認める [https://youtu.be/5Ewl\\_KJTZOI](https://youtu.be/5Ewl_KJTZOI)